

# 社団法人 日本馬事協会役員退職金支給規程

制定 平成14年6月3日

(目的)

第1条 社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）の常勤役員（以下第2条、第4条、第5条及び第6条において、単に「役員」という。）が退任した場合に支給する退職金は、この規程に定めるところによる。

(支給対象等)

第2条 この規程による退職金は、役員が1年以上在任し退任した場合に、その者（死亡による場合には、その遺族）に支給する。

(支給額)

第3条 退職金の額は、その者の退任の日における退職金算出基準額（年俸額から特別手当相当額を控除して算出した会長が別に定める金額）に次の支給率を乗じて得た額とする。

在任期間1年以上5年未満は1年につき 100分の125

在任期間5年以上10年未満は1年につき 100分の137.5

在任期間10年以上20年未満は1年につき 100分の150

(在任期間の計算)

第4条 退職金の算定の基礎となる在任期間は、役員として引き続いた在任期間とする。

2 前項の規定による在任期間の計算については、協会の役員に就任した日の属する月から協会の役員を退任した日の属する月までとし、1年に満たない端数を生じたときは月割計算により計算するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前各号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維

持していた親族

(4) 子、父母、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの  
(起訴中に退任した場合の退職金の取扱い)

第6条 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退任したときは、退職金は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(端数処理)

第7条 退職金の計算の結果生じた百円未満の端数は、これを百円に切上げるものとする。

(実施細則)

第8条 退職金の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成14年6月20日から実施し、平成14年6月3日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に在任する役員については第4条の在任期間の起算は、就任の月に遡るものとする。